

低入札業務委託特記仕様書

地方自治法施行令第 167 条の 10 第 1 項に基づく、「静岡県建設関連業務委託に係る低入札価格調査要領（以下「要領」という。）」の規定による調査対象者が落札した場合は、受注者は次に掲げる措置を講じなければならない。

1 品質確保のための措置

(1) 第三者による照査等の実施

自社による照査等を実施した後、次に規定する第三者による照査等（以下「第三者照査等」という。）を行うものとする。

なお、契約締結後速やかに第三者照査等の実施計画書を発注者に提出する。また、契約対象業務の内容が複数の専門業務にわたる場合、発注機関の長は第三者照査等の担当者に、必要な要件等を付加することができる。

① 測量業務

第三者による主要な箇所の精度の確認を実施する。

② 土木関係の建設コンサルタント業務

第三者による照査を実施する。

③ 建築関係の建設コンサルタント業務

第三者による主要な箇所の内容確認を実施する。

④ 地質調査業務

第三者による主要な箇所の内容確認を実施する。

⑤ 補償関係コンサルタント業務

第三者による主要な箇所の内容確認を実施する。

(2) 第三者照査等を実施する者の要件

次に掲げる全ての要件に該当するものであること。

① 静岡県建設関連業務委託入札参加資格者名簿（以下「資格者名簿」という。）に登載された入札参加資格者であること。

② 資格者名簿に登載されている第三者の業種内容が、契約対象業種の内容に相応していること。

③ 契約対象業種における総合点数が、全て落札者の総合点数の 80%以上を有していること。

- ④ 静岡県から、静岡県工事請負契約等に係る入札参加停止等措置要綱に基づき入札参加停止措置を受けていないこと。
 - ⑤ 落札者と資本若しくは人事面において関連がないこと。
 - ⑥ 契約対象業務と同種の業務を静岡県から受注し、完了した実績があること（その完了の日が、入札が執行された日の属する年度内又はその前年度から起算して過去5年度以内である場合に限る。）。
 - ⑦ 当該入札に参加した者でないこと。
 - ⑧ 要領の別表2に定める資格を有する者が、第三者に属し、第三者照査等を実施する担当者であること。
 - ⑨ 入札が執行された日から起算して過去1年間において、静岡県が発注した業務に関して、当該落札者の第三者照査等を請け負っていないこと。また、当該落札者に対して第三者照査等を請け負わせていないこと。
 - ⑩ 第三者照査等に関し、粗雑業務と認められた場合、入札参加停止措置その他不利益となる措置を受けることについて異存のない旨の確約書を発注機関の長あてに提出できる者であること。
- (3) 第三者照査等の結果は、報告書として取りまとめ、別紙第三者照査等結果報告書により業務完了までに発注者に提出する。
- (4) 第三者照査等に要する費用はすべて落札者の負担とする。

2 その他

その他必要な事項は、要領の規定による。